

議案第18号 小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例について

《改正の趣旨》

会計年度任用職員の保育士等の専門職種について、国の経済対策を踏まえた処遇改善を図るため、適用される号給表を改め、号給の上限設定を緩和することとするもの。

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年小松島市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料)</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、別表 _____に定める給料表(以下「給料表」という。)によるものとする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p> <p>第6条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。)第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。</p> <p>別表(第4条関係)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料)</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料月額は、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。)第3条第1項に定める給料表(以下「給料表」という。)によるものとする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p> <p>第6条 給与条例 _____第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>削る</p>

給号	給料月額 円
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600
12	158,900
13	160,100
14	161,600
15	163,100
16	164,700
17	165,900
18	167,400
19	168,900
20	170,400

<u>21</u>	<u>171,700</u>	
<u>22</u>	<u>174,400</u>	
<u>23</u>	<u>177,000</u>	
<u>24</u>	<u>179,600</u>	
<u>25</u>	<u>182,200</u>	